8 2012 No.91

緑いきづく 火の神の里

広報

あそ

大きな爪痕、阿蘇市を襲った豪雨災害

７月１２日、未曾有の災害が阿蘇市を襲いました。
外輪山のいたるところで土砂崩れが発生し、河川が各所で氾濫。広範囲にわたり、
甚大な浸水被害が出るなど、大きな爪痕を残しました。
（写真は、山肌が崩落した仙酔峡付近の様子。）

※被災者支援に関する情報は12～19ページに掲載しています。

『千年に一度』の大雨。
土砂崩れや浸水被害、相次ぐ。

7月11日夜から、九州北部地方で局地的に激しい雨が降りました。阿蘇市も例外でなく、気象庁は、「これまでに経験したことのないような大雨」と危機感を強め、警戒を呼びかけました。1時間の降水量が観測史上最大となる100㎜以上という、非常に激しい雨が、阿蘇市の各地に大きな被害を及ぼしました。今月号では、被害状況やこれまでの経緯などを写真で特集します。

市民の皆様へ

7月12日未明に発生した九州北部豪雨災害に際し、被災されました多くの皆様方に心からお見舞いを申し上げますとともに、不幸にもお亡くなりになられました方々に、衷心から哀悼の意を表します。

折からの豪雨と雷、暗闇の中、避難するにも避難できなかった方、崖崩れと押し寄せる濁流、相次ぐ河川の氾濫に非常に多くの市民の皆様方が驚かれ、恐ろしい思いをされたと思います。また、ご自宅が損壊などにより、今もなお、避難生活を余儀なくされておられる皆様方には、ご不自由をおかけしております。

災害発生からやがて1ヶ月を迎えますが、この間、広範囲にわたる甚大な被害の中、自衛隊、警察、消防による必死の救助救命活動や孤立された方々の救出活動に始まり、国・県・日赤をはじめあらゆる機関、また、地域消防団や婦人会の皆様方、各種団体の皆様方のご協力とご支援により緊急事態を今、どうにか乗り越えています。

災害ボランティアセンターも、本日まで「阿蘇の人たちを助けよう」と約８０００名の方々に全国から駆け付けていただき、炎天下の中、おびただしい量のがれき・土砂の撤去や片付けに汗だくになりながらご活動いただいております。

ご支援いただきました皆様方に、心の底から深く感謝とお礼を申し上げます。

現在、被災された方々が早く普段の生活に戻れるよう仮設住宅の建設をはじめ、ライフラインの完全復旧、衛生・防疫対策を進めるとともに、総合的に支援すべく窓口を設置し、生活再建に向け急ピッチで進めています。

また、今回の災害では、本市の基幹産業でもある農業、観光業にも大きな打撃となりましたが、国・県に強く働きかけ激甚災害の指定をいただき、早期の復旧と復興に向け、全力で取り組んでまいります。

私たちは悠久の歴史の中でこの地に文明を築き、他地域に自慢できる〝ふるさと〟としてこの阿蘇をこよなく愛し続けてきました。このような惨事となりましたが、決してあきらめることなく、「開拓の魂」を奮い立たせ、全市一体となり一歩進むことによって、さらに素晴らしい安心・安全な阿蘇をつくることが出来ます。

お互いに力を合わせてそして助け合いながら、先人たちから受け継いできたこの阿蘇を蘇らせていこうではありませんか。早期の完全復興を遂げるために、市民の皆様方のご支援を引き続きよろしくお願い申し上げます。

阿蘇市長　佐藤義興

この豪雨災害により、阿蘇市で21人の尊い命が奪われ、今もなお、お一人の行方が分かっておりません。

お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆さま方にお見舞い申し上げます。

《被害状況》

［人的被害］
- ●死　者　21人
- ●行方不明者　1人
- ●重傷者　1人

［住家被害］
- ●全　壊　44棟
- ●半　壊　30棟
- ●床上浸水　1357棟
- ●床下浸水　989棟
- ●一部破損　50棟

（詳細は現在調査中。7月27日時点）

（写真）一の宮町坂梨地区を上空から撮影。至るところで土砂が崩落。

土砂崩落

一の宮町地区を中心に大規模な土砂崩れが各所で発生し、多くの犠牲者を出した。主要道路や線路も遮断され、交通機関に影響が出た。

2

1

4

3

7

6

5

中岳の北壁からぐるりと外輪山を見渡すと、土砂崩れが至るところで確認でき、目を覆いたくなるような光景が広がる。今回の災害では、大規模な土砂災害15ヵ所のうち、12ヵ所で尊い命が奪われた。

❶坂梨福岡地区の土砂崩れの現場。広範囲にわたり土砂が崩落。「ものすごい音がした」と近隣住民。この現場では、6人の方が犠牲になった。

❷中江の荻岳は、2カ所で大規模な土砂崩れが発生。頂上への道は遮断された。

❸宮地古神地区は、河川氾濫により、道路崩落と共に電柱が傾いた。

❹中通片隅地区は、2ヵ所で土砂崩れが発生した。

❺箱石峠では山肌が剥がれ落ち、無残な景観が広がる。

11

8

12

9

13

10

❻国道57号滝室坂の崩落現場。崩落後も水が出続け、危険と隣り合わせでの復旧作業が続く。（国道57号の復旧目途は9月上旬予定）

❼坂梨地区では、土砂や大きな石の塊が至るところで崩落し、民家を直撃した。

❽東岳川沿いの市道白粧原線でも道路が崩壊。水の恐怖を思い知らされた。

❾勢いよく土砂が流れ出し、家屋が押しつぶされた。（手野地区）

❿土石流により、家屋が大きく傾いた。（手野地区）

⓫北坂梨豆札地区では、至るところで土砂崩れが発生した。

⓬手野地区の土砂崩落現場。欄干には流木が溜まり、別の場所では水道管が破れ、延々と噴き出した。

⓭三久保地区では2カ所で土砂崩れが発生。家屋が飲み込まれ、3人の方が亡くなった。

2

3

1

5

4

6

浸水被害

河川の流域を中心に浸水被害が相次いだ。火山灰を含む泥水が流入し、撤去作業は難航している。

降り始めからの総雨量は、阿蘇市乙姫で５００ミリを超え、影響は広範囲に及んだ。

黒川河川、遊水池では水が溢れ、火山灰を含んだ泥とともに、各地に浸水被害を及ぼした。

❶内牧温泉入口交差点の12日午前11時頃の様子。ホテル・旅館・商店街が集結した温泉街の大部分が浸水するという、これまでにない被害となった。

❷跡ケ瀬・狩尾地区の様子。川の氾濫により田んぼ一面が湖と化した。

❸目の前の光景に、ただ立ち尽くす男性。

❹農機や車両が水没する被害も多発。

❺赤水の河川沿いでも氾濫。国道から二重峠への幹線道路の通行にも影響が出た。

❻今町、黒流地区はほとんどの家屋で浸水被害に見舞われた。

8

7

11

9

12

13

10

❼川の氾濫で水没した古城公民館前。消防団が女性の手を取り、誘導した。

❽内牧の街や国道沿いにまで、大きな流木が多数流れ着いた。

❾ホテルや旅館の宿泊客の車両も、水没被害に遭った。

❿盛土して建てられた内牧支所も冠水し、業務に支障をきたした。(写真は内牧支所付近の様子)

⓫内牧遊水池の12日午後の様子。阿蘇市内3ヶ所の遊水池を使っても氾濫を避けられなかった。

⓬家畜舎も浸水や破損に遭い、牛や豚が流された。行き場を失い道沿いを歩く豚が痛々しい。

⓭三久保宇土地区の県道。ガードレール上まで冠水し、身動きが取れない車両。

行方不明者捜索

自衛隊や警察、消防による懸命な行方不明者捜索は、連日続いた。

1

2

3

4

5

6

行方不明者の捜索活動は自衛隊や消防、警察など災害発生直後から、昼夜を問わず行われた。雨が降り二次災害の危険と隣り合わせの中、懸命な救出が続いた。

❶、❹一の宮町三野地区で残る行方不明者1人の捜索活動は広範囲に及んだ。

❷坂梨地区の救出現場の様子。各機関が連携し、捜索活動が行われた。

❸災害対策本部では、夜遅くまで捜索会議が行われた。

❺手野地区で活動する消防団の様子。消防団には12日午前4時、災害警戒巡視が指示され、被害状況や災害発生地域の報告が相次いだ。その後、地域住民の避難誘導や捜索活動にあたった。

❻三野地区の救出現場。押し潰れた家屋の無残な光景が広がり、自然の猛威を思い知らされた。

2

1

現地視察

野田首相をはじめ、蒲島熊本県知事や各大臣が現地視察に訪れた。被災した現場を前に誰もが、言葉を失った。

3

4

5

6

7

8

7月20日に現地視察に訪れた野田首相は、取材に対し、「一日にも早く被災された皆様の日常を取り戻すために、国の制度を柔軟かつ迅速に対応していく。」と話した。（❷）

❶7月15日、佐藤市長から説明を受ける蒲島県知事。

❸7月13日、いち早く中川内閣府特命担当大臣が現地入りした。

❹野田首相への状況説明時の様子。

❺、❻多くの国会議員が視察に訪れ、被災状況を確認した。

❼避難所で被災された方々の話を聞く野田首相。

❽国土交通省などの国の機関も緊急に阿蘇市に入り、対策に加わった。

取り戻そう。いつもの阿蘇を。

未曾有の災害に見舞われた阿蘇市。梅雨明け前の記録的な豪雨は、私たちの大地と心に大きな爪痕を残していきました。

豪雨がもたらした被害は、余りにも大きなものですが、それでも前を向いて歩み始めなければなりません。復旧に向けて、数多くのボランティアが「阿蘇市のために」と全国から駆けつけ、後押ししてくれています。

復興へ、一歩一歩進んでいきます。

さぁ、取り戻そう。いつもの阿蘇を。

1

2

3

4

5

6

7

13

8

9

15

14

10

11

12

❶、⓫、⓯ボランティアセンターでは、連日多くのボランティアが支援に訪れ、各地で作業を行っている。（7月30日現在、延べ約8000人が支援。）❷阿蘇中学校の建設に携わった企業が「子どもたちのために」とボランティアに駆けつけた。❸阿蘇中央高校の生徒も民家で泥出し作業などを手伝った。❹企業や団体、個人など全国各地から「被災者のために」と、支援物資が届けられた。❺うどんやおにぎり、ラーメンなどの炊き出しで避難者を支援。❻阿蘇市地域婦人会は赤十字奉仕団として災害の翌日から炊き出しを開始。毎日、避難所の方々に何百ものおにぎりや汁物を作り貢献した。❼7月20日、自衛隊が撤退。「自分の親と思い捜索したが見つけることができなかった」と悔しさをにじませた。延べ3700人が捜索活動などを行った。❽家の片づけ作業の様子。❾熊本市水道局や小国町、自衛隊などが給水作業にあたり、生活水の支援を行った。❿避難所は多い時で22ヵ所、2257人が避難生活を余儀なくされた。⓬各地で通行止めになり、道路の復旧作業が急ピッチで進められた。⓭高く積み上げられたゴミを見上げる少年。農村公園あぴかには、大量の災害がれきの山がいくつも出来た。⓮昨年3月、震災に見舞われた宮城県東松島市の職員らも「何かできることはないか」と、阿蘇市に駆けつけた。

阿蘇市九州北部豪雨災害　被災者支援情報

被災者支援に関する各種手続きについてご案内します。詳しくは各窓口までお問い合わせください。

■支援制度一覧

	制度の種類	対象・制度内容など	制度利用に必要な書類など	窓　口
手続き	★ 罹災証明書	**住家等の被災程度を証明するもので、市が被害調査を行い、その確認した事実に基づき、証明書を発行します。** ▽対象＝住家等に被害を受けた方	▽印鑑 ▽本人・居住家族以外の申請は身分証明書	総務課 ☎ 22-3111
	★ 被災証明書	**被災したという事実を証明します。** **※住家等の被災程度は“罹災証明書”にて証明しますが、被災程度に関係なく被災した事実の証明であれば、住家等についても被災証明書にて証明します。** ▽対象＝有形財産に被害を受けた方	▽印鑑 ▽本人・居住家族以外の申請は身分証明書 ▽被災状況が分かるもの（写真等）	総務課 ☎ 22-3111
生活	★ 災害見舞金	**災害を受けたときに、り災者又はその遺族に災害見舞金又は弔慰金が支給されます。** ▽弔慰金＝５万円　▽見舞金＝負傷：２万円等、建物：１～５万円	▽申請書▽罹災証明書▽医師の診断書（死亡、負傷の場合） ▽印鑑▽振込先の通帳又はキャッシュカードの写し	健康福祉課 ☎ 22-3167
	★ 被災者生活再建支援制度	**生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給します。（ただし、対象は居住している建物のみ）** ▽対象＝全壊、大規模半壊、半壊及びやむを得ず解体した世帯 ▽基礎支援金＝全壊：100 万円、大規模半壊：50 万円、解体：100 万円 ▽加算支援金＝建設・購入：200 万円、補修：100 万円、賃貸：50 万円	▽申請書▽罹災証明書▽住民票の写し（世帯全員のもの） ▽振込先の通帳又はキャッシュカードの写し ［半壊及びやむを得ず解体した世帯］ 上記に加え▽滅失登記簿謄本▽敷地被害を証明する書類（契約書等） ［新たに建築・購入・補修又は賃借する場合］上記に加え▽確認できる契約書等の写し	健康福祉課 ☎ 22-3167
	★ 災害援護資金の貸付	**生活の立て直しのため災害援護資金として貸付を受けることができます。** ▽対象＝被害の種類や程度によって異なります。	▽借入申込書▽世帯主負傷の場合、診断書▽身分証明書のコピー ▽罹災証明書▽印鑑	健康福祉課 ☎ 22-3167
	★ 上下水道料金の減免	**９月分以降の減免措置は罹災証明を提出していただき以下を対象に減免措置を行います。** ▽対象＝①家屋の全壊・流失　②家屋の半壊、大規模半壊③床上浸水・床下浸水・一部破損	▽罹災証明書	水道課 ☎ 22-3196 下水道課 ☎ 32-3200
	［国民健康保険］一部負担金減免等と保険証再交付	**災害等により収入が著しく減少したとき、医療機関等での一部負担金の減免等が受けられます。また、保険証を紛失し、医療機関に提示できない場合は、その旨を申し出ることにより受診できます。**	▽国民健康保険被保険者証の再交付＝健康福祉課、各支所窓口までお越しください。	健康福祉課 ☎ 22-3167
	居宅介護サービス費等の額の減免	**居宅介護サービス等の利用者負担割合を減額します。** ▽住宅・家財（全部～ 100 分の 92）▽災害による世帯収入減（全部～ 100 分の 94）	▽申請書▽罹災証明書▽印鑑▽その他、別途書類が必要となる場合あり	高齢者支援課 ☎ 22-3145
	お知らせ端末取替・修繕	**家屋が全壊・流失、半壊や床上浸水などで、お知らせ端末が使用できなくなったものについて、無償で取替・修繕します。**	▽お電話でお申し込みください。	情報課 ☎ 22-3253
建物	★ 応急仮設住宅	**住宅が滅失した被災者のうち、次のいずれかに該当し、かつ、自らの資力で居住できる自宅を確保できない世帯が入居できます。** ▽対象＝①自宅が全壊、流失②周囲状況により入居を必要とする方③取り壊し再建をするまで仮住居を必要とする方	▽申請書▽罹災証明書	建設課 ☎ 22-3187
	★ 住宅の応急修理	**居室、台所、トイレなどの日常生活に必要な最低限度の部分を応急的に修理します。** ▽対象＝①半壊以上②自ら修理する資力のない方 ▽修理上限額＝ 52 万円	▽申請書▽罹災証明書▽住民票の写し（世帯全員）▽所得証明書（H24 世帯全員）▽修理見積書（申請者が業者に見積もりを依頼してください。）	建設課 ☎ 22-3187

■支援制度一覧

(平成24年７月31日現在作成)

	制度の種類	対象・制度内容など	制度利用に必要な書類など	窓　口
建物	★ 土砂・災害瓦礫撤去費用負担	**土砂や災害瓦礫撤去について、重機の使用料や運搬費などを市が負担します。** ▽対象＝①自宅及びその周辺の土砂・災害瓦礫の撤去で重機が必要と認められるもの ②自宅の居住者又は所有者が業者に発注し、費用負担があるもので必要と認められるもの	▽納品書▽請求書 ▽着工前の写真 ▽撤去完了後の写真 ▽その他 ○撤去期限＝８月31日 ○請求期限＝９月末日	総務課 ☎22-3111
税金・保険料・公共料金等	★ 個人市民税	**被害の状況に応じて、７月以後の納期に係る税額を減免します。**	▽災害減免申請書 ▽印鑑	税務課 ☎22-3148
	★ 固定資産税	**被害の状況に応じて、７月以後の納期に係る税額を減免します。**	▽災害減免申請書 ▽印鑑	税務課 ☎22-3148
	国民健康保険税	**災害により被災者に対する阿蘇市税の減免に関する条例の規定を準用します。**	▽災害減免申請書 ▽印鑑	税務課 ☎22-3148
	★ 個人事業税	▽対象＝被害を受けた年の前年の所得に係る個人事業税 ▽減免内容＝条件により一部または全額免除	▽申請＝お問い合わせください。	菊池地域振興局 税務課 ☎0968-25-4124
	★ 不動産取得税	▽対象＝被害を受けた不動産の代替不動産の取得に係る不動産取得税、被害を受けた不動産に係る不動産取得税のうち被災時点で納期限が到来したもの	▽申請＝お問い合わせください。	菊池地域振興局 税務課 ☎0968-25-4124
	★ 自動車税	▽対象＝被害を受けた自動車に係る被災年度の自動車税	▽申請＝お問い合わせください。	阿蘇地域振興局 税務課 ☎22-4527
	介護保険料	**７月以後の納期に係る保険料を減免します。** ▽住宅・家財（10分の９～２分の１）▽生計維持者の死亡・障害・入院・事業の廃止・失業・農作物の不作等による収入減（２分の１～５分の１）	▽申請書▽罹災証明書▽印鑑▽振込先の通帳番号が分かるもの▽その他、別途書類が必要となる場合あり	高齢者支援課 ☎22-3145
	後期高齢者医療保険料	▽保険料の減免・猶予 ▽一部負担金の減免・猶予	▽申請書▽罹災証明書▽その他、別途書類が必要となる場合あり	高齢者支援課 ☎22-3145
	国民年金保険料	**住宅、家財、その他の財産につき、被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く）がその価格のおおむね２分の１以上の損害を受けたときは、申請により国民年金保険料を免除することができます。**	▽免除申請書 ▽被災状況届 ▽罹災証明書	市民環境課 ☎22-3135 熊本東年金事務所 ☎096-367-2503
	NHK放送受信料	**放送受信料が一定期間免除されることがあります。** ▽対象＝建物が半壊又は床上浸水以上程度の被害を受けた方	▽申請＝お問い合わせください。	NHK ふれあいｾﾝﾀｰ ☎0570-077-077
	電気料金	**電気料金の支払期限延長や不使用月の電気料金免除などの特別措置が適用されます。**	▽申請＝お問い合わせください。	九州電力㈱ 大津営業所 ☎0120-986-602
ボランティア	ボランティア支援	**片付け作業が困難な場合、ボランティアの支援を受けることができます。** ▽屋内及び敷地内の泥だし作業 ▽家具の移動・濡れた畳上げ ▽屋敷拭き掃除	▽お電話でお申し込みください。	阿蘇市災害 ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱｾﾝﾀｰ ☎050-3481-5288 （お知らせ端末から） ☎91-1543

※この制度一覧に掲載していない支援制度もございますので、詳しくは７月中旬に全世帯に配布した『被災された方への復旧支援窓口のご案内』をご覧いただくか、総務課（☎２２－３１１１）までお問い合わせください。

※一覧に「★」マークがついたものは、14ページから19ページにかけて詳しく掲載しています。

健康福祉課

災害援護資金の貸付

自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の立て直しのため災害援護資金として、次のとおり貸付を受けることができます。

		被害の種類や程度	限度額
世帯主が負傷している場合	①	家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね３分の１以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合	150 万円
	②	家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合	250 万円
	③	住居が半壊した場合	270 万円
	④	住居が全壊した場合	350 万円
世帯主が負傷していない場合	①	家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合	150 万円
	②	住居が半壊した場合	170 万円
	③	住居が全壊した場合（④の場合を除く。）	250 万円
	④	住居の全体が滅失し、又は流失した場合	350 万円

≪申請に必要なもの≫
①災害援護資金借入申込書
※借入申込書の提出については平成 24 年 10 月 31 日までが期限となります。
②前年に他の市町村に居住していた場合は、当該世帯における前年度の所得証明書
③世帯主が負傷している場合には療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
④身分証明書のコピー（運転免許証、健康保険証など）
⑤罹災証明書（半壊以上の場合）
⑥印鑑

【問い合わせ】健康福祉課
☎ 22-3167　お知らせ端末☎ 55-3167

健康福祉課

災　害　見　舞　金

災害を受けた時に、罹災者又はその遺族に災害見舞金又は弔慰金が次のとおり支給されます。

区分	罹災	支給区分（単位）	支給額
弔慰金（※）	死亡	災害を直接の原因として 60 日以内に死亡したとき（世帯員１人につき）	50,000 円
見舞金	負傷	１年以上の医師の治療を要する場合（世帯員１人につき）	20,000 円
		６箇月以上の医師の治療を要する場合（世帯員１人につき）	15,000 円
		３箇月以上の医師の治療を要する場合（世帯員１人につき）	10,000 円
	建物の全壊（焼）	世帯単位につき	50,000 円
	建物の半壊（焼）	世帯単位につき	30,000 円
	床上浸水	世帯単位につき	10,000 円
		世帯員１人につき	2,000 円

※ただし、阿蘇市災害弔慰金の支給に関する条例による支給（500 万円もしくは 250 万円）を受けた場合には受給できません。
※建物の被害については、現に居住している建物のみとなります。

≪申請に必要なもの≫
①罹災証明書　※市役所総務課に申請してください。
②災害見舞金等支給申請書
③医師の診断書（死亡及び負傷による見舞金の場合のみ）
④印鑑
⑤見舞金の振込を希望される通帳又はキャッシュカードの写し

※問い合わせは左記と同じ。

この度の豪雨水害で被災された方に心よりお見舞い申し上げます
靴・バッグ
が水害で浸かってしまった方
あきらめないで！
クリーニング・修理しましょう

※その他、各種修理も承ります。
お気軽にお問い合わせください。
TEL 0967-32-4408
ミコト工房
サトー美容室内　修理部
阿蘇市内牧 309-3
定休日：第一・第三日曜日・月曜日
特典　広報あそを見てご来店の方はクリーニング二割引のサービス有り！
自己申告制です！
広告

【問い合わせ】健康福祉課
☎ 22-3167　お知らせ端末 ☎ 55-3167

健康福祉課

被災者生活再建支援制度

災害により住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給します。ただし、対象となるのは、現に居住している建物のみとなります。

制度の対象となる被災世帯

①住宅が「全壊」した世帯
②住宅が大規模半壊した世帯
③住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

支援金の支給額

支給額は以下の２つの支援金の合計額となります。（※世帯人数が１人の場合は、各該当欄の 3/4 の額となります。）

①住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

全壊	大規模半壊 *	解体
100 万円	50 万円	100 万円

* 大規模半壊とは、災害で住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯

②住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

建設・購入	補修	賃貸（公営住宅以外）
200 万円	100 万円	50 万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建築・購入する場合は、合計で 200 万円
※一旦住宅を賃貸した後、自ら居住する住宅を補修する場合は、合計で 100 万円

申請に必要なもの（基礎支援金）

全ての世帯

①被災者生活再建支援金申請書
※市役所に準備してあります。
②罹災証明書
※市役所総務課に申請してください。
③住民票の写し（世帯全員のもの）
④振込口座の通帳の写し又はキャッシュカードの写し

住宅が半壊し、住宅をやむを得ず解体した世帯（①～④に加えて）

⑤滅失登記簿謄本
⑥敷地被害を証明する書類（敷地の修復工事の契約書等の写し等）

新たに建築・購入・補修又は賃借する場合（①～④に加えて）

⑦確認できる契約書等の写し

【問い合わせ】
阿蘇図書館　☎ 32-0067 一の宮図書館　☎ 22-2916

図　書　館

災害にあった図書館資料について

阿蘇市の図書館から借りている本や雑誌、ＤＶＤ・ＣＤなどを、この度の豪雨災害により、紛失または汚損された利用者の方は、**平成 24 年 8 月 30 日㈭**までに図書館へご連絡いただきますようお願いします。また、通行止め等で返却が遅れる方についても、ご連絡をお願いします。（既にご連絡をいただいている方は、再度連絡する必要はありません。）

※広範囲に渡り甚大な被害を与えた豪雨災害のため、この災害によって紛失または汚損した図書館資料の弁償は必要ありません。また、紛失・破損（汚損）届の提出は免除とします。
※連絡は、電話やお知らせ端末から利用者氏名をお知らせください。

【問い合わせ】税務課
☎ 22-3148　お知らせ端末 ☎ 55-3148

税　務　課

市 税 等 の 減 免 措 置

災害により被害を受けられた方に対し、平成２４年度分の個人市民税、固定資産税及び国民健康保険税については、減免を申請することで被害の状況に応じ、７月以後の納期に係る税額を減免します。
減免を受けようとする方は、減免申請を提出していただく必要がありますので、以下をご確認ください。
＊なお、個人市民税及び国民健康保険税については、損害及び損失の額から農作物共済や家財保険等により補てんされる額を差し引いた後の金額で判定しますので、お分かり次第減免申請をしてください。

●減免の対象となる方

	損害の対象 （軽減又は免除の割合）	損害・損失の程度
個人市民税	**死亡・生活保護・障害者** （全部～10分の9）	災害により市民税の納税義務者（個人に限る。）が、次のいずれかに該当することとなった場合。 1）災害により死亡した場合 2）災害により生活保護法の規定による生活扶助を受けることとなった場合 3）災害により障がい者となった場合
	住宅・家財 （全部～8分の1）	災害により自己又はその扶養親族の所有に係る住宅又は家財について生じた損害額（保険金、損害賠償金等により補てんされるべき額を除く。）がその住宅又は家財の価格の10分の3以上である者で、平成23年中における合計所得金額が1,000万円以下であるもの
	農作物 （全部～10分の2）	災害により平成24年中において収穫すべき農作物について生じた減収による損失額の合計額（農作物の減収価格から農作物共済金額を控除した金額）が平年における当該農作物による収入額の合計金額の10分の3以上である者で、平成23年中の合計所得金額が1,000万円以下であるもの
固定資産税	**土地** （全部～10分の4）	災害により被害を受けた農地又は宅地等が流失、水没、埋没又は崩壊等により作付け不能又は使用不能となった場合
	家屋 （全部～10分の4）	災害により被害を受けた家屋 下壁、畳等に損害を受け居住又は使用目的を損じ修理又は取替えを必要とする場合で当該家屋の価格の10分の2以上の価値を減じたとき
	償却資産 （全部）	災害により被害を受けた償却資産
国民健康保険税	災害による被害者に対する阿蘇市税の減免に関する条例の規定を準用する。	

●減免される税額

平成24年度分７月以後の納期に係る税額を、被害の状況に応じて減免します。

●軽自動車税について

▶軽自動車税は、5月31日が納期限であるため減免の対象となりません。
▶廃車手続きは、軽自動車については熊本県軽自動車協会（☎ 096-369-6829）、原動機付自転車及び小型特殊自動車については税務課及び各支所にてお手続きください。

熊　本　県

県税の災害減免・還付等措置

災害により被害を受けられた方には、税金の還付・減額・免除の措置が受けられます。

被害を受けた日または賦課処分を知った日から２月以内に申請する必要があります。

●自動車税　【問い合わせ】阿蘇地域振興局税務課　☎ 22-4527 ／自動車税事務所　☎ 096-368-4020

	減免の対象	必要書類
自動車税	被害を受けた自動車に係る被災年度の自動車税	○災害減免申請書（押印が必要） ○被災証明書（市町村長又は所管官公署長発行） ○被災自動車の写真 ○永久抹消登録証明書 ○修理の時は、修理工場の領収書等（写し）

※被害額は、保険金等で補てんされる額を除きます。

●個人事業税及び不動産取得税　【問い合わせ】菊池地域振興局税務課　☎ 0968-25-4124

	減免の対象	必要書類
個人事業税	○被害を受けた年の前年の所得にかかる個人事業税 ※ 23 年分所得に係る個人事業税（24 年度課税分）が対象	○災害減免申請書（押印が必要） ○被災証明書　（市町村長又は所管官公署長発行） ○保険金等の補てんがあった場合はその補てん金額を証する書類 ○その他
不動産取得税	○被害を受けた不動産の代替不動産の取得に係る不動産取得税 ○被害を受けた不動産に係る不動産取得税のうち被災時点で納期限が到来していないもの	

●納期限の延長

期限までに、県税についての申告書等の提出や、県税を納めることができないときは、申請により、その理由の止んだ日から２月以内に限り、その期限が延長される場合があります。

●納税の猶予

被災により県税を納めることができないときは、申請により１年以内の期間で納税の猶予を受けられる場合があります。

【問い合わせ】
商工観光課　☎ 22-3174　お知らせ端末☎ 22-3174

商工観光課

各種イベントの中止について

イベント実行委員会では、災害に伴う復旧作業の現状を鑑み、下記のイベントを中止とさせていただきます。何卒ご理解いただきますようお願いします。

＜中止イベント＞

○「なみの高原納涼まつり」	８月１５日㈬	問い合わせ：波野支所　☎ 24-2001
○「大阿蘇火の山まつり」	８月１９日㈰・２０日㈪	問い合わせ：商工観光課　☎ 22-3174
○「中江岩戸神楽定期公演」	９月２日㈰	問い合わせ：商工観光課　☎ 22-3174

【問い合わせ】水道課　☎ 22-3196
下水道課　☎ 32-3200

水道課
下水道課

上下水道料金等の特別措置

●上下水道料金の特別措置

7月分（8月請求）・8月分（9月請求）の上下水道料金を以下のとおりとします。

月分	（請求月）	使用期間	対象者	水道料金
7月分	（8月）	6月10日～7月10日　※	すべての使用者	通常どおり
8月分	（9月）	7月10日～8月10日　※	すべての使用者	全額免除

※使用期間は10日となっておりますが検針期間は10日前後であるため各家庭により異なります。
※災害後の片づけや清掃による使用量が増加した期間についての免除としております。

●9月分以降の上下水道料金の減免措置

今回多大な被害を受けられた方のために減免措置を講じました。
9月分（10月請求）以降の減免措置は罹災証明書を提出していただき以下のとおりとします。

対象者	上下水道料金の減免	対象期間（請求月）
①家屋の全壊・流失	超過料金分の水量1/2	6ヶ月（10月～3月）
②大規模半壊・家屋の半壊	超過料金分の水量1/2	3ヶ月（10月～12月）
③一部損壊・床上浸水・床下浸水	超過料金分の水量1/2	1ヶ月（10月）

※ただし、料金が基本料金の方は基本料金の半額となります。
※なお、被災地域など住居困難な家屋からの仮設住宅・アパート等への上下水道料金も対象となりますので、開栓手続きの際に申し付け下さい。

【問い合わせ】　総務課
☎ 22-3111　お知らせ端末☎ 55-3111

総務課

自宅の土砂及び災害瓦礫の撤去費用助成

自宅の土砂及び災害瓦礫撤去のため、必要と認められる重機代や運搬費用は、市が負担します。

●対象（いずれかに該当するもの）

▶自宅及びその周辺の土砂及び災害瓦礫の撤去で重機が必要と認められるもの
▶自宅の居住者又は所有者が業者（リース）に発注し、費用負担があるもの
※土砂及び災害瓦礫を撤去することで、自宅に帰れることを目的としていますので、自宅等の解体に係る費用は対象となりません。

●市が負担するもの

▶重機使用料（燃料費含む）　▶重機オペレーター人件費
▶重機の運搬費及び災害瓦礫の運搬のため、業者に依頼またはリースに要した経費
※撤去に必要と認められる以上の、日数や単価の場合は対象となりません。

●期限

▶撤去期限：8月31日　　▶請求期限：9月末日
※必要な書類など、詳しくは総務課（☎ 22-3111）までお問い合わせください。

【問い合わせ】
建設課　☎22-3187　お知らせ端末☎22-3187

建　設　課

仮　設　住　宅　と　応　急　修　理

●応急仮設住宅

今回の災害により、住宅が滅失した被災者のうち、次のいずれかに該当し、かつ、自らの資力で居住できる自宅を確保できない世帯の方が対象となります。

①自宅が全壊、全焼または流出した方

②道路が寸断され住家での生活が営めない方や、家に近接した崖等が崩れる危険があり自宅に戻れない方など、周囲の状況により仮設住宅を必要とする方

③住家が大きな損傷を受け、取り壊し再建をするまで仮住居を必要とされる方

＊自宅の修理、補修のための仮住居としては入居できません。

＊災害救助法に基づく「住宅の応急修理制度」を利用する方は入居できません。

○現在阿蘇市内に応急仮設住宅を建設しています。該当する世帯で届出を行っていない方は早急にご連絡下さい。

市営住宅抽選会の延期

今回の災害により市営住宅の空き住戸を被災者向け住宅として使用しておりますので、夏頃に予定しておりました市営住宅の抽選会は延期いたします。

なお、当分の間、抽選会を見合わせることとなりますのでご理解いただきますようお願いいたします。

●住宅の応急修理

災害により『**半壊以上した住宅**』の住宅に住むための必要最小限の応急修理に要した費用を、被害を受けた方に代わって市が直接業者と契約して支払う制度です。

対象者（世帯）	以下の全ての要件を満たす方（世帯）が対象となります。 (1) 7月12日現在で、応急修理を行おうとする住家に住民票があること。 (2) 半壊以上の被害を受けたこと。（り災証明が必要） (3) 応急修理によって避難所等への避難を要しなくなると見込まれること。 (4) 応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借り上げを含む）を利用しないこと。 (5) 半壊の場合、所得制限にかからないこと。 (6) 必要な書類が揃うこと。
所得要件等	世帯全体の年収等により所得制限があります。ただし、大規模半壊以上の住家被害を受けた世帯については、所得制限はありません。
住宅の応急修理の内容	(1) 応急修理の範囲 住宅の応急修理は日常生活に必要欠くことのできない部分であって、必要最小限度の緊急を要する箇所（屋根・窓・柱等）について実施します。 (2) 応急修理の箇所や方法等 ア 豪雨災害と直接関係のある修理のみが対象です。 イ 内装に関するもの及び家電製品は原則として対象外です。
限度額	(1) 一世帯当たりの限度額は※最高52万円です。 ※申請者への支払いは行いません。施工業者へ直接市が支払います。なお、内容の審査を行いますので、限度額を超える場合及び対象外となったものは自己負担となります。 (2) 同一世帯（1戸）に2以上の世帯が住居している場合でも、上記(1)の一世帯当たりの額以内となります。

▶期限　り災証明で半壊以上の被害認定を受けた方は、早めのご相談をお願いします。
必要書類については阿蘇市建設課までお問い合わせください。

～がんばるあなたを応援します！～

人づくり・地域づくり事業

●企画振興課 地域振興係　☎22-3169　㊐22-3169

市では、人づくり・地域づくりを推進する住民活動を広く支援し、活動の一層の促進と地域活性化への波及効果を図るため助成事業を行っています。助成を受けようと思われる方は、計画の段階で企画振興課へご連絡ください。

事業名	助成基準	
①人づくり事業 ▶国内外での調査研究活動 （1事業につき）	国内	(1) 総事業費の90%以内 (2) 最高限度額15万円
	国外	(1) 総事業費の90%以内 (2) 最高限度額35万円
②環境づくり事業 ▶街並景観、農村環境、自然環境保全活動等	(1) 総事業費の80%以内 (2) 最高限度額50万円	
③地域づくり事業 ▶手づくりのイベント、特産品の開発、地域づくりに関する研究・交流活動等	(1) 総事業費の80%以内 (2) 最高限度額50万円	
④文化づくり事業 ▶郷土文化の保全、育成活動等	(1) 総事業費の80%以内 (2) 最高限度額50万円	

●助成対象

▶市内に在住又は勤務する個人

▶市内に所在する団体・グループ等で、平素の活動について他の機関又は団体から資金的援助を受けていないもの

▶事業を実施する地域からの賛同を得た事業であること

※上記の助成対象であり、年度内に完了する事業で申請後1ヶ月を過ぎて実施されるものに限ります。

●助成対象外になるもの

▶既に事業を実施している若しくは申請後1カ月以内に実施予定の事業

▶市の補助金を以前に受けた同一事業若しくは同一事業とみなされる事業

▶当該助成金を以前に活用した継続事業とみなされる事業

▶人夫賃などの労務費や食糧費、会場使用料など

※助成金は、申請後、事業採択され交付決定の通知があってから事業着手となります。交付決定前での事前着手は認められませんのでご留意ください。

阿蘇ん子トーク！ 今月の「阿蘇ん子トーク！」は、お休みします。

市政情報掲示板

市民の皆さまへ、大事なお知らせや制度などを紹介するコーナーです。お問い合わせは各担当課までお気軽にどうぞ。（㊐はお知らせ端末の番号）

児童扶養手当及びひとり親家庭等医療費助成の現況届は８月31日まで

●健康福祉課 子育て支援係　☎２２－３１６７　㊡５６－３１６７

この届は、児童扶養手当及びひとり親家庭等医療費助成を８月以降も引き続き受ける要件をみたしているのかの確認、また、所得制限によるその年の８月分から翌７月分までの手当の支給額区分を決定するものです。届出がないと、８月以降の手当を受けることができなくなります。

児童扶養手当の受給から５年を経過する等の要件に該当している方は、平成20年４月分の手当から一部支給停止となっております。平成24年８月以降も、同年７月以前と同様児童扶養手当が受給できるためには、「児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書」（緑色）の提出が必要となりますので現況届と併せて提出をお願いします。

現況届に必要な添付書類

- **児童扶養手当証書・受給資格者証**（全額支給停止の方は証書はありません）
- **健康保険証の写し**（対象者全員分）
- **養育費に関する申立書**（平成２３年中に受け取った養育費）《児童扶養手当受給者》
- **平成２４年１月１日現在で阿蘇市に住所がなかった場合は、前住所地の市区町村長が発行する平成２４年度課税台帳記載事項証明書**
- **年金証書の写し**《ひとり親家庭等医療費助成受給者のみの方で、年金を受給されている方》

児童扶養手当とは・・・・？　父または母の一方からしか養育を受けられない家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため支給される制度です。（平成２２年８月から父子家庭の方も受給対象となっています）

平成２４年８月から、児童扶養手当の支給要件に、「配偶者からの暴力（ＤＶ）で『裁判所からの保護命令』が出された場合」が加わります。（８月１日に支給対象となった方は、８月中に申請すれば８月分から受給できます。）

支給要件

1．**手当を受けることができる人**　児童を養育している父または母、児童を父または母にかわって養育している方

2．**手当の対象となる児童**　１８歳に達する日以降の最初の３月３１日までにある児童、又は、２０歳未満の方で心身に障がいのある方（特別児童扶養手当を受給できる程度の障がい）

提出先

健康福祉課　子育て支援係	☎２２－３１６７	㊡５６－３１６７
内牧支所　市民係	☎３２－１１１１	㊡５５－１１１１
波野支所　市民係	☎２４－２００１	㊡２４－２００１

医療法人　坂梨ハート会
さかなしハートクリニック
循環器内科・内科・人工透析・在宅医療
〒869-2307
熊本県阿蘇市小里249番地の2
TEL 0967-24-6262　FAX 0967-24-6266
院長・医学博士　坂梨俊彦　・日本循環器学会循環器専門医・日本腎臓学会腎臓専門医
・日本内科学会総合内科専門医・日本透析医学会専門医
● 心臓ＣＴ、心臓エコー等により狭心症をはじめ心臓疾患の診断治療
● 在宅療養支援診療所（在宅患者の訪問診療／看護の 24 時間支援および訪問リハビリ）
● 癌患者の入院機能（有床緩和ケア）を生かした在宅支援（在宅ホスピス）
● 人工透析（午前、午後、夜間および入院透析）
広告

ふるさと納税　～阿蘇に想いを寄せていただける方へ～
阿蘇市出身者の方々にご案内をお願いします

●企画振興課 企画調整係　☎22-3169　㊐22-3169

市では、阿蘇の自然環境を維持・保全し後世に引き継ぐため、ふるさと納税制度「ASO環境共生基金」を設けています。

この基金に、阿蘇に想いを寄せていただける方々から寄付を受け、阿蘇の自然環境に関する各種事業を実施しています。

「ふるさと阿蘇」の自然環境を守るため、出身者の方々へ阿蘇市へのふるさと納税（寄付）をご案内いただきますようご協力をお願いします。

ふるさと納税（寄付）制度とは？

居住地の自治体へ納付している個人住民税の一部を、ふるさとの自治体へ“寄付”というかたちで納税できる制度です。
例えば東京に住んでいる方が、東京で払っている住民税を寄付という形に変えて、阿蘇市に納められるということになります。

ふるさと納税の流れ

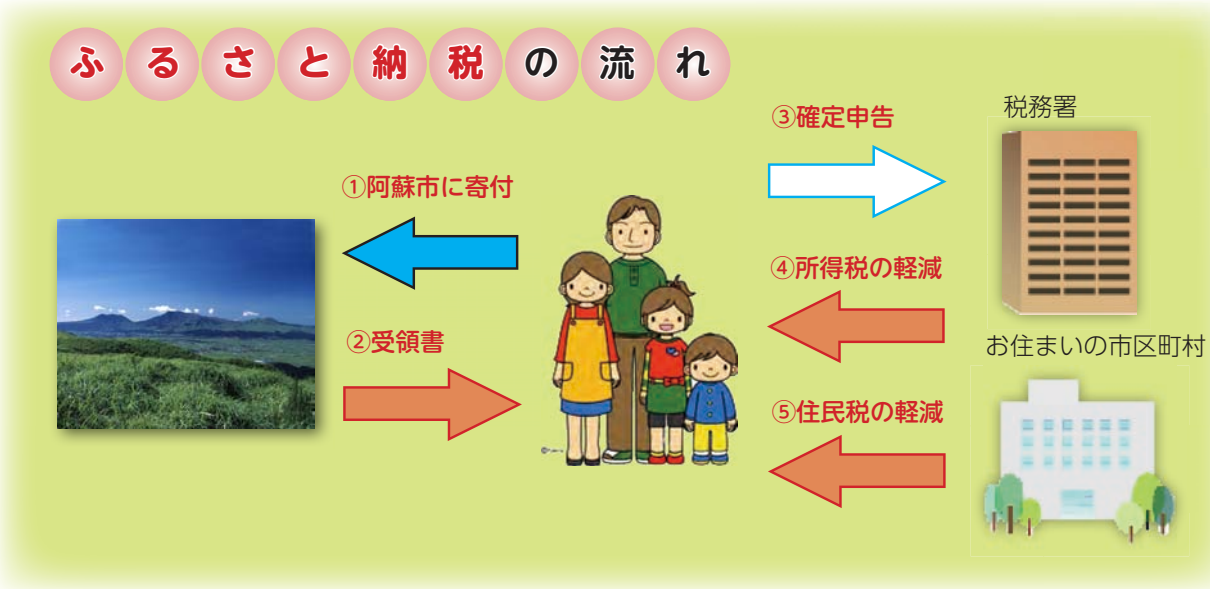

市民の皆さまにご協力いただきたいこと

市外にお住まいのご家族・ご親戚やお知合いなどに阿蘇市へのふるさと納税（寄付）を呼びかけていただきますようお願いします。

寄付をご検討いただける場合は、ご一報いただきますとご案内のパンフレットをお送りします。

市役所に阿蘇市出身者のご紹介をお願いします。

市役所から出身者の方々へ、ふるさと納税（寄付）をご案内したいと考えています。
①郵便番号　②住所　③氏名　をご一報いただきますとご案内のパンフレットをお送りします。

ASO環境共生基金とは？

阿蘇は〝世界の阿蘇〟と言われるだけあり、阿蘇山（阿蘇五岳）を中心とする世界最大級のカルデラ、日本一の規模を誇る広大な草原など世界に類のない雄大な自然景観、〝九州の水がめ〟と言われる阿蘇の大地が育む豊かな水、阿蘇特有の希少な動植物が自生するなど豊富な自然資源を有しています。

これらの自然環境を国民共有の財産として維持・保全し後世に引き継ぐために、阿蘇に想いを寄せていただける方々から寄付を受け、阿蘇の自然環境に関する各種事業を実施するため阿蘇市が独自に設立した基金です。

『国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証』を更新してください

●健康福祉課 国民健康保険係　☎22-3167　㊡57-3167

国民健康保険に加入されている方の、入院・外来時の医療費及び入院時の食事代について、下記の認定証の有効期限が平成24年7月31日までとなっています。引き続き該当する方は、8月31日までに更新の手続きを行ってください。

また、現在入院中（予定）の方、外来窓口での一部負担額が高額な方で認定証をお持ちでない方は、健康福祉課国民健康保険係または、各支所市民係までご相談ください。

①限度額適用認定証（69歳までの方または70から74歳の住民税非課税世帯の方）

医療機関等における入院及び外来での一月ごとに掛かる一部負担金が自己負担限度額までとなります。自己負担限度額は、前年の所得に応じて負担区分が決まります。

※なお、国民健康保険税を滞納している場合は、限度額適用認定証の交付は受けられません。

②標準負担額減額認定証

74歳までの住民税非課税世帯の方については、入院時の食事代が減額されます。

●申請に必要なもの

▼被保険者証
▼現在お持ちの認定証
▼印鑑

●申請先

健康福祉課国民健康保険係または各支所の市民係

高齢受給者証の更新

現在お持ちの国民健康保険高齢受給者証の有効期限は、7月31日までとなっていますので、8月1日からの高齢受給者証を7月下旬に郵送します。（前年の収入及び所得に応じて負担割合を判定）

特定疾病療養療証の更新

国民健康保険特定疾病療養受療証をお持ちの方で、70歳未満の方は、有効期限が7月31日までとなっていますので、8月1日からの特定疾病療養受療証を7月下旬に郵送します。（前年の所得により自己負担限度額を判定）

阿蘇市公式Facebook（フェイスブック）ページを開設しました！

●情報課 広報情報係　☎22-3253　㊡55-3253

Facebook（フェイスブック）とは、実名で、友人や知人、仕事仲間などとインターネット上でつながり、交流をするサービスのことです。

市では、フェイスブックを活用し、更なる阿蘇市の魅力発信と、親しみやすい行政機関を目指すため、6月末から阿蘇市公式フェイスブックページを開設し、イベント情報や地域の話題、市からのお知らせなどを配信しています。

この度の豪雨災害でも、支援物資情報や道路通行止め情報など、即時に情報を配信することにより利用者の関心が高まり、非常に有効なツールとして活用することができました。

市民の皆さまも、ぜひ当ページをご覧いただき、阿蘇市の情報収集にお役立てください。

阿蘇市
公式 Facebook ページ

http://www.facebook.com/asocity

アカウントをお持ちの方は、ページ上で『いいね！』を押していただくと、自身のfacebookページに、阿蘇市の情報がどんどん入ってきます！（※アカウントをお持ちでない方もご覧になれます。）

2012明るい選挙啓発作品コンクール作品募集

●選挙管理委員会事務局　☎22-3239　㊐22-3239

「明るい選挙」とは、有権者が主権者としての自覚を持って進んで投票に参加し、選挙が公明かつ適正に行われ、私たちの意思が正しく政治に反映される選挙のことです。

そこで、「明るい選挙」を広く市民に啓発するため、以下のとおり作品を募集します。

積極的なご応募をお待ちしています。

●**応募締切**　9月7日㊎

●**応募方法（標語・4コマ漫画の部）**　専用の応募用紙に記入の上、左記応募先に持参または送付してください。

●**応募先**　〒869-2695　阿蘇市一の宮町宮地504番地1　阿蘇市選挙管理委員会事務局（阿蘇市役所内）

標語・4コマ漫画の部

●**テーマ**　「有権者に選挙の大切さを伝える」もの又は「明るい選挙」を呼びかけるものです。

●**用紙**　専用の応募用紙で提出してください。（選挙管理委員会で用意しています）※熊本県のホームページでダウンロード可

●**対象**　どなたでも応募できます。

※ポスターの部、習字の部は、直接学校にご案内しています。
※入賞者には記念品・賞状を贈呈します。なお、来年1月頃に表彰式を予定しています。

阿蘇市九州北部豪雨災害義援金の受付

「九州北部豪雨災害」で被災された方々に対する生活支援並びに、災害復旧及び復興に対する義援金の受付を開始しました。皆様方の温かいご支援をよろしくお願いいたします。

直接持参される場合

●受付窓口　阿蘇市会計課窓口（阿蘇市役所1階）
●受付期間　平日の午前8時30分から午後5時15分まで
※受領書は後日送付しますので、必要な方は窓口にお申し付けください。
※本庁玄関ロビーにも義援金箱を設置しています。受領書が必要な方は封筒に義援金を入れ、必ず封をし住所氏名を記入していただきますようお願いします。

振込の場合

▶郵貯銀行から振り込まれる場合
口座名称：阿蘇市九州北部豪雨災害義援金
（カナ）アソシキュウシュウホクブゴウウサイガイギエンキン
口座番号　01700-6-125

▶郵貯銀行以外から振り込まれる場合
店名（番）：一七九（イチナナキュウ）店　（179）
預金種目：当座　口座番号：0000125
※振込み手数料が必要となります。

現金書留の場合

【宛名】
住所：〒869-2695
熊本県阿蘇市一の宮町宮地504-1
氏名：阿蘇市会計管理者
阿蘇市九州北部豪雨災害義援金

税法上の措置

所得税法第78条第2項第1号の規定に基づく寄附金控除、第314条の7第1項第1号の規定に基づく寄付金控除、法人税法第37条第3項第1号の規定に基づく損金として扱われます。
※税の軽減を受けるためには、義援金の受領書の添付など所定の手続きが必要です。

法律問題のトラブルを解決します！まずはお気軽にお電話ください。離婚・相続・借金 etc...

受付時間：平日10時～17時（予約制）TEL：0967－22－5223
＊土曜日のご相談をご希望の方は直接お問い合わせください。

・一般 相談料　30分1050円
・『多重債務』の相談 は 無料

阿蘇ひまわり基金法律事務所

熊本県弁護士会所属　弁護士　関塚明子（せきづか　あきこ）
〒869-2612　阿蘇市一の宮町宮地2005-8-203（阿蘇市商工会一の宮支所となり）

広告

１０月から国民年金保険料の後納制度が始まります

●市民環境課 戸籍年金係　☎２２－３１３５　㊐５５－３１３５

●後納制度

平成24年10月から平成27年9月末までの3年間に限り、国民年金保険料を納めることができる期間が、過去2年から過去10年に延長されます。

※制度を利用できる納付期間は、保険料を納める月から過去10年以内の期間です。

例 平成24年10月に納付できる保険料は→平成14年10月～現在までの未納期間分

●後納制度のメリット

▼将来受け取る年金額が増額。

▼年金の受給資格が得られる可能性があります。

ご利用いただける方

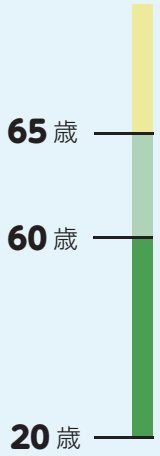

③６５歳以上の方
年金受給資格がなく任意加入中の方など

②６０歳以上６５歳未満の方
①の期間のほか任意加入中に納め忘れの方

①２０歳以上６０歳未満の方
１０年以内に納め忘れの期間（納付猶予・免除以外）や未加入期間をお持ちの方

【注意事項】
- 納付の際に過去３年度以前の後納保険料には加算額がつきます。
- 納める際は順番があります。
- 制度期間は平成24年10月～平成27年９月までです。
- 老齢基礎年金を受給している方はお申込できません。

後納制度お知らせの通知

対象者には、「日本年金機構」より、７回に分けて「国民年金保険料の納付可能期間延長のお知らせ」が届きます。

回数	送付対象者	送付日
１回目	・60歳以上で対象期間を有する者 ・50歳以上60歳未満で、平成14年10月から平成14年12月までに対象期間を有する者	平成２４年　７月３１日～　８月２８日
２回目	50歳未満で平成14年10月から平成14年12月に対象期間を有する者	平成２４年　８月３１日～　９月２８日
３回目	平成15年１月から平成15年３月に対象期間を有する者	平成２４年１１月３０日～１２月１９日
４回目	50歳以上60歳未満で平成15年度以降に対象期間を有する者	平成２５年　１月　４日～　１月２３日
５回目	50歳未満で平成15年度に対象期間を有する者	平成２５年　１月３１日～　２月２０日
６回目	50歳未満で平成16年度～平成18年度に対象期間を有する者	平成２５年　４月３０日～　５月２２日
７回目	50歳未満で平成19年度～平成21年度に対象期間を有する者	平成２５年　７月　１日～　７月２４日

介護老人保健施設 愛・ライフ内牧
短期入所　入所　通所リハ
いつでも見学できます。　電話:0967-32-5511
広告

阿蘇安心安全ネットワークを活用しましょう！

●総務課 防災交通係　☎22-3111　㊡55-3111

市には、火災情報をはじめ、市内で発生する災害や防犯などの情報を市民が共有できるよう「阿蘇安心安全ネットワーク」システムがあります。

これは、システムに登録された方に対して、市や消防本部、警察署などが災害や防犯などの情報を、電子メールや「阿蘇安心安全ネットワーク」ホームページにおける掲示板への掲載により提供するものです。

まだ、登録されていない方は、通報内容や緊急情報を確認する手段として、ぜひご活用ください。

提供情報

- ○火災情報
- ○行方不明者情報
- ○交通情報
- ○防犯情報
- ○災害情報
- ○感染症情報

電子メール配信登録時の注意点

①全ての情報が配信されるのではなく、市などが必要と判断した情報のみ配信されます。
②登録は無料ですが、登録時及び電子メール受信にかかる通信料は利用者負担となります。
③ドメイン指定受信をされている方は、「aso-anzen.jp」のドメイン解除をお願いします。
※登録については、「阿蘇安心安全ネットワーク」の下記のQRコード又はホームページアドレスをご利用ください。

https://www.aso-anzen.jp/app-front/

九州電力からのお知らせ　台風時の停電に備えましょう！

台風などの災害に伴い停電が発生するおそれがありますので、日ごろから確認しておきましょう。

台風時の停電情報をチェック！

台風による停電時には、電話がつながりにくくなることがあります。停電情報は下記のホームページでもご確認いただけます。※台風等非常災害以外の突発的な停電に際しては、停電情報は確認できません。

停電への備え

強風で飛ばされるおそれがあるものは、あらかじめしっかり固定しましょう。

携帯メールサービス

台風による停電時には、ご登録いただいた携帯電話に停電情報をメール配信します。

携帯電話版ホームページ
http://kyuden.jp

パソコン版ホームページ
http://www.kyuden.co.jp

阿蘇市波野出身の弁護士です！！

法律的な御相談をお受けいたします。

民事事件一般をお受けします。執務時間は土・日・祝祭日を除き 9:00～18:00 迄　急用の方は佐藤眞喜夫自宅へ連絡下さい。

弁護士 佐藤 眞喜夫
【東京弁護士会所属・中央大学卒】
佐藤眞喜夫法律事務所
〒102-0085　東京都千代田区六番町六番地一ﾊﾟﾚﾛﾜｲﾙ六番町 705 号

弁護士 佐藤 聖喜
【東京弁護士会所属・京都大学卒】
千代田中央法律事務所 所長
〒102-0085　東京都千代田区六番町六番地一ﾊﾟﾚﾛﾜｲﾙ六番町 704 号

TEL　03-3265-4981（代）　FAX　03-3234-5917

《佐藤 眞喜夫宅》〒860-5512　熊本市梶尾町 1107 番 172　TEL:096-245-5007　FAX:096-288-1394

広告

夏の感染症は要注意！！

●一の宮保健センター　☎22-5088　㊐55-5088

腸管出血性大腸菌感染症

ベロ毒素を産生する大腸菌が原因となります。原因となる大腸菌には、O157、O26などが知られています。

腸管出血性大腸菌は、本来、動物の腸管内に住む菌で、その菌に汚染された食品、食器、手指等を介して口から感染します。感染力が強いため、保育所等集団生活の場で感染が広がるおそれがあります。

《症状》 3～5日間の潜伏期を経て、下痢、腹痛、血便、発熱などを発症します。まれに、溶血性尿毒症症候群（HUS）や脳症といった重症な合併症を起こすことがあります。

《予防策》 菌に汚染された食品からの感染を防ぐために、食品を十分に加熱しましょう（75℃で1分以上）。さらに、加熱前の食品に使用した調理器具と加熱後の食品に使用する調理器具は共用しないようにしましょう。また、調理や食事の前には、必ず手を洗いましょう。

ビブリオ・バルニフィカス感染症

ビブリオ・バルニフィカスという細菌は、病原性は弱く、健康な人では希に胃腸炎を発症する程度ですが、肝臓疾患のある人や免疫力が低下した人が感染すると、敗血症等の非常に重篤な症状を引き起こすことがあります。

感染経路は、この細菌が付着した魚介類の生食と切り傷等からの細菌の侵入の二つです。

《症状》 数時間から数日間の潜伏期を経て、発熱、皮膚（主に下肢）の激しい痛み、腫れ等の症状を発症します。感染が進行すると敗血症を引き起こし、死亡率も極めて高くなります。

《予防策》 健康な人はほとんど心配いりませんが、肝臓疾患のある人や免疫力の低下した人は、魚介類の生食を控え、創傷があるときは海水との接触を避ける等の注意が必要です。また、貧血の治療等で鉄剤を服用している人も同様の注意が必要です。

日本脳炎

日本脳炎ウイルスを原因として、夏場に流行する病気です。

日本脳炎ウイルスに感染したコガタアカイエカに刺されることにより感染します。感染しても、多くは何の症状も出ないですが、推定で300～3000人に1人が脳炎を発症するとされています。

また、人から人への感染はありません。

《症状》 5～15日の潜伏期を経て、多くは頭痛・発熱。その後、高熱（39～40度）となり筋硬直、意識障害、けいれん、昏睡等の症状を示し、20～50％が死に至ります。

《予防策》 日本脳炎ワクチンの接種は適切な時期に、必要な回数を接種するよう心がけてください。

また、流行期には、過労を避け栄養を十分に取ることで体力の保持に努め、なるべく蚊にさされないよう注意することも大切です。

咽頭結膜熱

アデノウイルスを原因として、夏場に流行する病気です。

通常は、患者からの飛沫感染（唾のしぶき等を介しての感染）で感染拡大しますが、プールの脱衣所やタオルの共用等によって流行することがあるため、プール熱とも呼ばれています。

《症状》 5～7日の潜伏期を経て、発熱、咽頭炎、結膜炎の症状が出ます。症状は3～5日間継続します。一般的には3～5日で軽快しますが、この病気を引き起こすアデノウイルスには、たくさんの種類があることが知られており、7型と呼ばれるウイルスの感染では、時に重症化することがあります。

《予防策》 感染者との濃密な接触を避けること、流行時には手洗い・うがいをすることが大切です。

また、プールの利用に際しては、水泳前後にはシャワーを浴び、タオルの共用を避ける等の注意が必要です。

五岳を望む聖地　あそ宮地墓地

募集区画　5㎡より各種　全区画平地

阿蘇市一の宮町宮地４６９９
一の宮総合運動公園通り
電話（０９６７）２２－６０９９

墓地・墓石の事なら何でもご相談下さい
洗練されたデザイン・確かな施工
有限会社 石翔 へ
お気軽にお問い合わせ下さい。

広告

特定健診が教えてくれること

Vol.5

【一の宮保健センター】☎22-5088 ㊡56-5088

身体を知れば、変われる！

脱メタボを実践している58歳・男性のお話

Kさん（58歳・男性）は、平成23年11月に特定健診を受診し、メタボリック症候群と判定されました。保健師・管理栄養士等による健診結果の報告や、動脈硬化二次健診（75g糖負荷試験、頸動脈超音波検査、尿中アルブミン検査）を受けたことで自分自身の身体を知ることができ、5ヶ月で4kgの体重減少に成功しました。脱メタボを実践しているKさんに、その秘訣について尋ねてみました。

Q 特定健診を受けたことで、自分の身体の何を知ることができましたか？

健診受診後の結果報告で、内臓脂肪が溜まり高血糖・高LDLコレステロールの状態で、体の血管が傷み始め心電図等にも変化が出ていることがわかり、このままでは脳卒中・心臓病などを引き起こす危険性があることを知った。

また、頸動脈（くびの血管）の超音波検診を受けたら、血管に脂肪がたまっていることがわかり、これが脳の血管に飛んだら「脳梗塞」を起こす危険性があるので、体重を落としたほうがいいと医師から言われたこともあり、痩せようと思った。

実際に知人が保健師の指導を受けた後、食事を見直したら体重が落ち、血液検査なども改善した話を聞き、自分も痩せたほうがいいと思った。

Q 実際に、体重を5ヶ月で4kg落としていますが、どのようにして体重を落とすことができましたか？

①食事を見直した　食事は、腹8分目にして、もう少し食べたいと思っても食べ過ぎないように心掛けた。食事内容も、脂ものを控え、肉より魚を食べるようにして、野菜も多く食べた。家族が作る料理は和食中心であっさりしているため、体重を落とすには都合がよかった。

②運動をした　知人がウォーキングをしてかなり痩せたのを見て、ウォーキングを頑張ろうと思った。2～3月までは、毎日10km歩き、かなり効果があった。

③毎日体重を測る　毎日、朝と夕方体重を測っている。体重測定をすることが楽しみであり、励みになる。

Q 最近、思っていることは・・？

4月から農作業も忙しくなり、なかなか思うように運動ができない。

また結婚式や宴会等が続くと体重が戻り気味である。1～2年かかっても、あと5kg痩せる。70kgを目指している。

Q 阿蘇市のみなさんへ「ひとこと」

自分の身体だから、自分が真面目に取り組んでいくべきだと思う。まず特定健診を受けて自分の身体を知ることが大事。保健師さんや栄養士さんなどの話を聞いて、悪い生活習慣は改善していくといいと思う。

Kさんは、2年前に禁煙にも成功されています。

内臓脂肪の蓄積や喫煙は、血管を傷め脳卒中・心臓病などを起こす原因となります。その原因となるものを、ご自身の努力や工夫によって改善されました。

仕事や家庭のことはもちろん、阿蘇市の要職にも就き活躍されているKさん、今年の健診結果がどのように変化しているのか、楽しみです。

塗装・防水工事・メンテナンスまで
株式会社 井上
〒869-2302熊本県阿蘇市三久保448番地22
web　http://www.aso-inoue.com/
E-mail info@aso-inoue.com
受付　平日　9：00～18：00
※土日祝日は事前連絡により対応可

塗替えパック48万円～
塗装内容　外壁・軒天・破風・樋・屋根
簡易足場・他
ご注意　建物で制限があります
色により価格変動があります
御見積り後の金額が最終金額です

-御見積無料-
屋根・外壁塗装・塀・建具・家具
雨漏れ調査・防水全般・リフォーム
0967-32-1501
広告

～大事にしたい懐かしい阿蘇の生活～　No.5

絵・文　あべまりあ

「自然と共に遊び生活した子どもの頃の体験は宝物だ。心身を強くし、感性を豊かにする。（阿蘇の大自然を守るためにも）次代を担う若い人や子どもたちにもぜひ伝えたい！」と、そう願って、あべさんが描かれた作品たちをこれから順次お届けします。

あべさんは本市在住で絵や講演で活躍中。

水鉄砲

水鉄砲も、木の実鉄砲も、ゴム銃も
あの頃は、みんなが当然のように、自分たちで作って遊んでいた。
もちろん、男の子が作ったのを借りたのだけど。。
暑い陽差しの中で私たちは、水鉄砲の水でずぶぬれになったりしながら思いっきりはしゃいだ。
夏休み…誰もがみな輝いていた。

♡外側を細いしのぶケケにしての
★木の実鉄砲もおもしろかった。
＊木の実をつめこむ
ここにつめた実が鉄砲玉のように遠くへ飛んだのだ。
←強く押し込む。それだけ！
♡あきカンにあてたり飛ばしっこしたり…♪

＊水鉄砲に適した真ケケは裏山や近所のケケやぶで。
＊中の棒は川岸に生えていたしのぶケケがピッタシ。

つくり方

＊中と外のケケの長さをそろえる。
しのぶケケの方を長くする。
＊布をまきつけて
真ケケ
しのぶケケは小刃で切ってはしをととのえる
こっち側の節にキリで穴をあける
もう一方はノコギリで切る
小刃
ノコギリ
ギュッと
＊たこ糸でしばる
ここの大きさと強さのあんばいがむつかしい
＊布でつつんでしばる
ピタッとはまると水が勢いよく出るし遠くまで飛ぶのだ。
水

あのころは
♣ノコギリや小刃やトンカチを使わないと何も作れなかった。
だからケガもした。血も出た。
でもやめようとは思わなかった。
それがあたりまえ
みんなたくましかった。

♡そういえば、夏休みになると女の子たちは爪を染める遊びもやっていた。
ほうせんかの花びらをつぶす。
爪の上にのせて
＊柿の葉などでくるんで糸でしばっておくと…やがて爪が赤くそまって、ちょっとばかりおませな気分になったりして♪。
ドキドキ

くらしの情報

くらしのお知らせや
イベント情報などを掲載します

市役所の電話番号

㊂・・・お知らせ端末の電話番号
例本庁(総務課) :55-3111又は56-3111

本庁(総務課)	☎22-3111	㊂55・56
内牧支所	☎32-1111	㊂55~58
波野支所	☎24-2001	㊂24
財政課	☎22-3204	
企画振興課	☎22-3169	
情報課	☎22-3253	㊂55
税務課	☎22-3148	㊂55・56
(地籍調査係)	☎22-3264	
市民環境課	☎22-3135	㊂55
人権啓発課	☎22-3206	
健康福祉課(福祉事務所)	☎22-3167	㊂55~57
保健センター	☎22-5088	㊂55・56
高齢者支援課	☎22-3145	㊂55・56
農政課	☎22-3274	
商工観光課	☎22-3174	
建設課	☎22-3187	
下水道課	☎32-3200	㊂32・55
会計課	☎22-3284	
議会事務局	☎22-3279	
水道課	☎22-3196	
教育課	☎22-3229	㊂55
監査委員事務局	☎22-3240	
農業委員会事務局	☎22-3254	
選挙管理委員会事務局	☎22-3239	
消費生活センター	☎22-3364	

市役所のホームページ

パソコンから　http://www.city.aso.kumamoto.jp/
携帯電話から　http://www.city.aso.kumamoto.jp/kt/

防災情報確認

阿蘇安心安全ネットワークシステム
▶https://www.aso-anzen.jp/(パソコン)
▶https://www.aso-anzen.jp/app-frontmb/(携帯電話)

熊本県統合型防災情報システム
http://www.bousai.pref.kumamoto.jp/

熊本県雨量・気象情報（携帯電話）
http://kumamoto.wni.co.jp/i/

人の動き（H24.6.30現在）

人口	28,422 人	(前月から 1人↓)
男	13,430 人	(前月から 2人↑)
女	14,992 人	(前月から 3人↓)
世帯数	11,134 戸	(前月から 19戸↑)

お知らせ

パスポートの申請はお早めに！

パスポートは海外での身分証明書です。海外旅行では必ず所持しなければなりません。このパスポートの申請窓口は、住民登録のある市町村です。県庁旅券窓口では、原則できません。

パスポートは申請から受取りまで、約2週間かかります。必要書類等は熊本県ホームページをご覧になるか、阿蘇市市民環境課にお尋ねください。

●熊本県ホームページ
「パスポート」で検索！
●問い合わせ
熊本県 国際課
☎096-333-2160

森林経営計画制度をご存じですか？

今年度から始まった森林経営計画制度は、山林を面的にまとめることで、より効率的な山林経営を行うことを目的としています。

ご自身で経営を行うことが難しい場合でも、地元の森林組合などに経営を委託することで、計画に参加することができます。

また、この計画に参加することで、間伐などの実施に助成を受けることができ、経費を軽減することができます。

●問い合わせ
熊本県森林整備課
☎096-333-2434

県税は便利な口座振替を！

熊本県では、個人事業税及び自動車税の2つの県税について、口座振替で納税されることをお勧めしています。

口座振替は、納税のためにわざわざ金融機関等へ出かける必要がなく、うっかり納期限を過ぎて余分な延滞金を支払うこともなくなります。

申し込みは市役所又は阿蘇地域振興局、お近くの金融機関に申込ハガキがありますので、所定の事項を記入、押印のうえ、ポストに投函するだけです。

※ゆうちょ銀行、郵便局ではお取扱いがありません。

●問い合わせ　阿蘇地域振興局
総務部税務課
☎22-4527

相談・募集

交通安全ファミリー作文コンクール作品募集

●**応募内容**
▼小学生の部、中学生の部
例：「自転車の安全利用」など
▼一般・高齢者の部
例：「飲酒運転の根絶」など
●**字数**　1200字程度
●**応募締切**　9月10日㈪まで
●**応募先**
〒550-0011
大阪市西区阿波座1-9-9
阿波座パークビル701
㈱海風社内「交通安全ファミリー作文係」
●**問い合わせ**
内閣府交通安全啓発担当
☎03-3581-1182

生活衛生関係営業者向け「経営相談室」開設

熊本県生活衛生営業指導センターでは、経営の見直しや税務、店舗改装のほか、資金調達など経営全般についての相談室を、左記のとおり開設します。相談内容、企業秘密は守りますので、お気軽にご相談ください。

●**とき**　9月3日（月）
午前10時～午後3時
●**ところ**　阿蘇保健所
●**相談内容**
▼経営（店舗新築、改装計画、資金繰り他）
▼融資（生活衛生融資の利用方法と手続き）
▼税務（所得税、消費税等帳簿記帳申告の相談）
●**問い合わせ**　㈶熊本県生活衛生営業指導センター
☎096-362-3061

全国一斉！法務局休日相談所

行政サービスの一環として、左記のとおり実施します。相談は無料で秘密は固く守られます。

●**とき**　9月23日㊐
午前10時～午後4時まで
※受付は午後3時30分まで
●**ところ**　熊本地方法務局阿蘇大津支局（大津町引水710-5）
●**相談内容**
▼相続　▼遺言
▼不動産登記　▼戸籍
▼供託　人権に関する事項等
●**問い合わせ**
熊本地方法務局阿蘇大津支局
☎096-293-2272

全国一斉「高齢者・障害者の人権あんしん相談」

熊本地方法務局及び熊本県人権擁護委員連合会では、全国一斉「高齢者・障害者の人権あんしん相談」強化週間に合わせ、左記のとおり電話相談を受け付けます。

●**期間**　9月10日㈪～16日㊐
●**時間**
▼9月10日㈪～14日㈮
午前8時30分～午後7時
▼9月15日㈯・16日㊐
午前10時～午後5時
●**相談電話（ナビダイヤル）**
☎0570-003-110
●**相談を受ける事項**　虐待、差別、偏見等高齢者・障害者をめぐる様々な人権問題
※相談内容についての秘密は固く守られます。

熊本県立農業大学校学生募集

熊本県立農業大学校は、専修学校として将来の農業・農村の担い手を育てるため、先進的実践教育や全寮制など充実した教育に努めています。卒業時に農業課程専門士の称号が付与され、10種類以上の専門資格取得、4年制大学（3年次）への編入も可能です。また、授業料等も安く、奨学金等の適用も受けることができ、家庭の経済的負担の軽減に努めています。

なお、高等学校をすでに卒業されている方でも、「一般入学者選抜」だけでなく、地域推薦により、「推薦入学者選抜」も受験できます。

詳しくは、お問い合わせください。

●**問い合わせ**
熊本県立農業大学校 教務課
☎096-248-1188

改正労働者派遣法説明会

熊本労働局では、本年10月から施行予定の「改正労働者派遣法」に係る説明会を、派遣元・派遣先事業所等を対象として、左記により開催します。

●とき　9月5日㈬
午後1時30分～3時30分

●ところ　グランメッセ熊本

●参加方法　熊本労働局ホームページより「参加申込票をダウンロードしていただき、FAXにて申込ください。

●申込・問い合わせ
熊本労働局需給調整事業室
☎096-211-1731
Ⓕ096-323-3663

若い方のお仕事探しを手伝いします！

県では、引き続き阿蘇地域振興局総務振興課内に「ジョブカフェ・阿蘇ブランチ」を開設しています。就職に関するご相談について、お気軽にご利用ください。

●利用できる方
▼おおむね35歳未満の方又は保護者の方
▼学校の進路指導担当の先生方

平成24年度　自衛官採用試験

募集種目	応募資格	受付期間	試験期日	試験種目	試験場所
自衛官候補生(男子)	18歳以上27歳未満	年間を通じて実施	(1次) 9月17日㈪	筆記試験・適性検査	阿蘇地域振興局
			(1次) 9月19日㈬～ 9月21日㈮ 9月23・24日 (うち指定する1日)	口述試験・身体検査	北熊本駐屯地
自衛官候補生(女子)		8月1日㈬～ 9月7日㈮	(1次) 9月25日㈫ 9月26日㈬ (うち指定する1日)	筆記試験・適性検査 口述試験・身体検査	北熊本駐屯地
一般曹候補生			(1次) 9月17日㈪	筆記試験・適性検査	阿蘇地域振興局
			(2次) 10月　8日㈪～ 10月10日㈬ (うち指定する1日)	口述試験・身体検査	健軍駐屯地
航空学生	高卒（見込含） 21歳未満		(1次) 9月22日㈯	筆記試験・適性検査	熊本県青年会館
看護学生	高卒（見込含） 24歳未満	9月3日㈪～ 10月1日㈪	(1次) 10月20日㈯	筆記試験	熊本県青年会館

＜問い合わせ＞自衛隊熊本地方協力本部　阿蘇地域事務所　☎22－4575

■移動図書館「あそ号」巡回日程

日　程	巡回場所及び予定時間
8月22日㈬	阿蘇図書館 8:55 ▶ 下の原公民館 9:05～9:25 ▶ 山田公民館 巡回中止 ▶ 西役犬原公民館 10:00～10:20 ▶ 竹原公民館 10:30～10:45 ▶ 猿渡製材所 10:55～11:10 ▶ 坊中公民館 11:20～11:35 ▶ 佐伯商会前 11:40～12:00 ▶ くんわの里 12:10～12:30 ▶ 枳天満宮 14:20～14:40 ▶ 赤水駅 14:50～15:10 ▶ 宮本酒店前 15:20～15:40 ▶ 早瀬スヨさん宅前 15:50～16:10 ▶ たちばな園 16:20～16:40 ▶ 阿蘇図書館 16:50
8月23日㈭	一の宮図書館 10:30 ▶ 坂梨公民館 11:00～11:20 ▶ 古城公民館 11:30～11:50 ▶ 一の宮図書館 12:05

※交通事情により波野保健福祉センターは、８月の巡回を中止します。

●**お手伝いの内容**
▼就職に関する相談
▼出張相談
▼求人に関する情報提供・求人の開拓
▼職業適性　診断
●**相談時間**
午前10時～午後5時（平日のみ）
●**問い合わせ**
ジョブカフェ・阿蘇ブランチ
☎22-8178

イベント・催し

熊本県林業研究指導所業務発表会を開催します！

熊本県林業研究指導所では取り組んでいる業務や試験研究の成果についての業務発表会を次のとおり開催します。皆様の参加をお待ちしています。
●**とき**　8月28日㈫
受　付：12時30分から
発表会：13時30分～16時30分まで
●**ところ**　グランメッセ熊本
●**参加料**　無料
●**その他**　事前申込み不要
●**問い合わせ**
熊本県林業研究指導所企画指導部
☎096-339-2222

森林自然観察・体験教室（ヒゴタイ公園キャンプ場）

森林インストラクターの案内で、阿蘇の原野を散策しながら、いろいろな草花を観察し、草原と森林の成り立ちなどを学びます。

●**とき**　8月19日㈰
受付：午前9時30分～
観察：午前10時～午後2時
●**集合場所**
ヒゴタイ公園キャンプ場（阿蘇郡産山村田尻771）
●**募集定員**　40名
●**参加費**　500円です。
●**申込**　氏名、年齢、住所、電話番号を記載して、ハガキ、FAX、電子メールでお申し込みください。電話での受付はしていません。
●**申込・問い合わせ**
〒862-8570
（住所記載不要）
熊本県森林整備課みどり推進班
☎096-333-2441
Ⓕ096-383-7704
メール：shinrinseibi@pref.kumamoto.lg.jp

地下水採取の許可制度が施行されます！

熊本県では、地域共有の貴重な資源である地下水の更なる保全を図るため、平成２４年３月に熊本県地下水保全条例の改正が行われ、１０月１日から、水中ポンプ等の機械を設置して地下水を汲み上げ利用する場合は、熊本県知事の許可が必要となります。地下水の採取を予定されている方は、お早めに県庁へご相談下さい。

●**阿蘇市内において許可が必要となるもの。**
機械の吐出口断面積が１２５㎠（直径約１２．８㎝）を超える場合。
●**阿蘇市内において届出が必要となるもの。**
機械の吐出口断面積が５０㎠（直径約８㎝）を超える場合。

【注意事項】
①今まで県知事に届出を行って地下水を採取されていた方で、上記に該当される場合は平成２７年９月３０日までに県知事の許可を受ける必要があります。
②許可の対象となる方は、「地下水使用合理化計画書」及び「地下水涵養計画書」を申請の際に提出する必要があります。
③申請書等の届出は地下水採取の３０日前に行う必要があります。
④未届又は未許可で地下水を採取した場合は、罰則が適用されることがあります。

【問い合わせ】熊本県環境立県推進課　☎０９６－３３３－２２７２

図書館へ行こう！

▶おはなしアップル「おはなし会」
今月はお休みです。

▶研修室を開放します！
夏休みの期間、阿蘇図書館の研修室を学習ルームとして開放します。夏休みの宿題、受験勉強をしたいという学生の皆さん、ぜひご利用ください。

▶夜間開館しています！
夜間開館は８月までです。阿蘇図書館は毎週水曜日、一の宮図書館は毎週木曜日に午後８時まで開館します。

▶移動図書館「あそ号」
阿蘇地区で、８月からコースと時間が一部変更になっています。ご注意ください。［右ページのとおり］

●問い合わせ
阿蘇図書館　☎３２－００６７
一の宮図書館　☎２２－２９１６

阿蘇ジオパーク　検索

阿蘇を「世界」へ！
世界ジオパーク加盟認定に向けた取組が進行中です

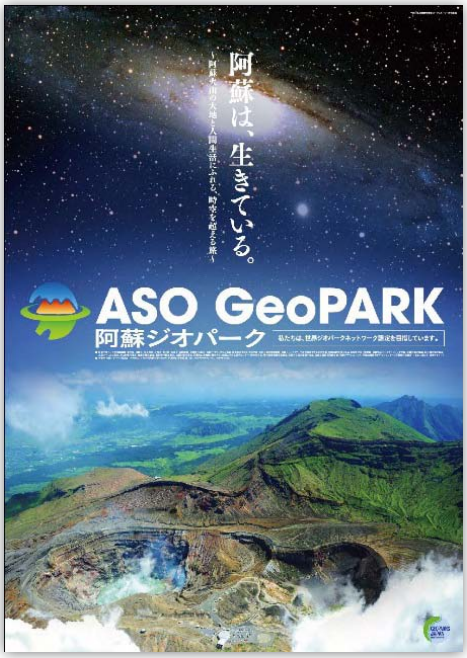

ジオパークとは、地形や地質から、大地の成り立ちを学ぶことができる大きな公園です。阿蘇地域は火山活動によって作られた巨大なカルデラに代表される地形･地質の名所です。

阿蘇市を含む阿蘇地域８市町村全域は、阿蘇火山のつくり出した地形・地質遺産と火山とともに生きる文化を“大地の公園”「阿蘇ジオパーク」として、2009 年から日本ジオパークに認定されています。

現在、阿蘇地域は、ユネスコが支援する「世界ジオパークネットワーク（現在日本で５地域）」の加盟認定に向けた取り組みを進めています。

今夏８月 21 日 (火) ～ 22 日（水）には、日本ジオパーク委員会から審査員が現地入りし、阿蘇地域における世界ジオパーク候補地として資格があるかどうか現地審査が行われます。

ジオパーク活動は、地域の皆様方が地域の魅力について知る良い機会です。夏休みで帰省されるご家族や、遊びに来られるご友人に阿蘇を案内する際、阿蘇の見所が詰まった「ジオパークめぐり」をぜひ活用してみませんか？

問い合わせ：阿蘇ジオパーク推進室　☎３４－２０８９／企画振興課　☎２２－３１６９

第２回　Ｇｅｏスケッチ展作品募集

阿蘇青年会議所では、昨年に引き続き「Ｇｅｏスケッチ展」を開催します。

阿蘇ジオパークに関する地形や建物、風景、人物（例：阿蘇の山々、カルデラ、阿蘇神社など）のスケッチを募集しています！みなさんのご応募をお待ちしております。

●応募資格　阿蘇郡市及び山都町（旧蘇陽町）にお住まいの方

●作品テーマ　阿蘇郡市及び山都町（旧蘇陽町）のジオサイト
※阿蘇ジオパークＰＲパンフレット等をご参照ください。

●応募締切　８月３１日㊎

●応募方法　応募申込書を作品と一緒にご提出ください。

●提出先

▶阿蘇青年会議所事務局
（所在地：内牧 225-1 熊本信用組合阿蘇支店横）

▶市役所
（企画振興課、内牧支所総務振興係、波野支所総務振興係）

※応募申込書は青年会議所、市役所に備えてあります。

Geo すけっち展は９月 15・16 日

問い合わせ：阿蘇青年会議所　☎２４－６１１７／企画振興課　☎２２－３１６９

行事・イベント

8月

26日 日：阿蘇くまもと空港愛称化5周年記念「第1階AKUAキッズダンスフェスティバル」（阿蘇くまもと空港）
30日 木：400ml献血（阿蘇市役所）

スポーツ施設スケジュール

（内容は７月２０日現在）

●阿蘇体育館（☎３２－４０００）

8月

28日 火：阿蘇市住民健診（～30日）

9月

1日 土：キッズバスケットボールサマーフェスティバル（～2日）
8日 土：阿蘇郡市親善卓球大会

●農村公園あぴか（☎３２－５０８１）

8月

18日 土：大阿蘇旗野球大会（～20日）
21日 火：ベルギーサッカー大会（～23日）
27日 月：ファイヤーカップサッカー大会（～29日）

9月

2日 日：県会長旗阿蘇郡市予選野球大会
8日 土：阿蘇郡市陸上記録会

※農村公園あぴかの駐車場（北側）は、災害ごみの収集所となっていますので、通行にはご注意ください。

熱中症から身を守りましょう！

今年の夏は、電力供給不足に備えた節電対策が求められており、熱中症の危険性が高まっています。熱中症は、対処が遅れると命を失う危険性もあります。正しい予防法と応急処置を知り、熱中症から身を守りましょう。

熱中症とは

私たちの体には、暑くなると血管を広げたり、汗をかいたりして体温を下げようとする調節機能が備わっていますが、この機能がうまく働かなくなると、体内に熱がこもり、やがてめまいや不快感などの症状が現れます。その状態が「熱中症」です。

熱中症予防のポイント

▶屋外では帽子や日傘を用いたり、日陰を選んだりして暑さを避けましょう。
▶喉が渇く前に、こまめに水分を摂るよう心がけましょう。
▶運動時は、こまめに休憩をとるようにしましょう。
▶夜は睡眠を十分取りましょう。
▶乳幼児や高齢者は特に注意しましょう。

熱中症が疑われるときは

▶風通しが良く涼しい場所で休ませましょう。
▶吐き気がなければスポーツ飲料などで水分を補給しましょう。
▶体温が高い時は、濡れタオルを当てたり、うちわで仰いだりして身体を冷やしましょう。
▶早めに医療機関を受診しましょう。

詳しい情報

▶熊本県ホームページ「熱中症から身を守りましょう！」
http://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/31/netyuusyou.html
▶環境省　熱中症予防情報サイト
http://www.nies.go.jp/health/HeatStroke/

広告

古民家再生
昔からの生活で磨かれた古材の活用、和の趣を活かす
厚生労働省認可財団法人職業技能振興会
古民家一級鑑定士
登録番号 KK070152
伝統資材施工士
登録番号 DS130082
渡邊富廣
子供たちの未来のために
幻の漆喰壁
渡辺建設株式会社
〒869-2223 阿蘇市竹原4-1 TEL0967-34-0257

人権について語り合いましょう

人権作文

家族や身近な人との関係を見つめ直し、人権や差別について話し合う機会を持ちましょう。

入院先で気づいたこと

一の宮中学校　三年　倉岡　里奈

私は、ずっとソフトボールをしています。私にとってこのスポーツは唯一自分が自分らしく思い切って楽しめるスポーツです。

私はずっとケガをしていて、痛みがずっと続いていました。けがを誰かに相談できずにいて、相談できたのはもう痛みに限界が来た時でした。そしてある日、病院に行き、診察を受けました。診察室の中は、私とお母さんとお医者さんでした。診察室でお医者さんの口から

「残念ながら手術が必要です。」

と思ってもいない答えが返ってきてそれから淡々と説明をされました。私は、手術を受けるか迷いましたが、家族とも話し合って結局受ける決断をしました。

一週間後、入院をし、手術の日が来ました。病室には、家族が立ち寄ってくれて、看護師さんとともに手術室に向かいました。すごく怖くて緊張していましたが、点滴の中に麻酔が入れられ、気が付けば病室で寝ていました。まわりには家族がいて、お母さんが、

「もう終わったよ。よく頑張ったね。」

と言ってくれました。

「あぁ、やっと終わったんだぁ。」

と安心してまわりを見渡すと、機械がいっぱいあり、私は全然動けない状態でした。

それから二日が過ぎ、やっと動けるようになりました。一週間が過ぎ、落ち着いた頃にリハビリ室に行き、リハビリを受けました。周りはケガと戦う人ばかりで、生まれて初めて見る光景でした。

ある日、いつものように病室に帰ろうとしていたとき、隣のおばあちゃんに話しかけられました。そのおばあちゃんは足を手術していて、うまく歩くことができませんでした。

「お嬢ちゃんはどうしてケガしたの。」

と聞いてきたので、ソフトボールの練習中にケガをしたと説明をすると、そのおばあちゃんもソフトボールの練習中にケガをしたといっていました。

その後、お風呂に行くとそのおばあちゃんがちょうど入っていました。私が左手で不便に体を洗っていると、背中をおばあちゃんがそっと優しく洗ってくれました。私は右肘を手術したため、右腕はギブスで覆われていたので、毎日、左手を使っていました。それから毎晩、お風呂でおばあちゃんに会い、おばあちゃんがいつも背中を洗ってくれました。「どうして毎日背中を洗ってくれるのだろう。おばあちゃんは私に会うことで迷惑をしているんじゃないかな。」と考え、一番遅い時間にお風呂に入りに行きました。ドアを開けると、おばあちゃんは脱衣所の椅子に座って寝ていました。おばあちゃんはお風呂から上がってもう何時間も待っていたようでした。そのおばあちゃんはドアの音とともに起きて、私が体を洗いに始めた頃、ズボンの裾をめくって入ってきました。そして黙ったまま、そっと私のタオルを取り、そっと体を洗ってくれました。私は嬉しくて涙が出ました。私はおばあちゃんに

「何時間待ってたの。」

と聞くと、

「約二時間。」

と笑って言いました。

「おばあちゃん、どうしてそんなに優しくしてくれるの。」

と泣きながら聞くと、

「リハビリとか、いろいろ優しくしてくれたからだよ。」

と笑いながら言いました。

私は

「おばあちゃん、ありがとう。」

と言いました。お風呂を上がり、さよならを言って寝ました。

次の日、起きるとテレビの横に手紙が置いてありました。中を見ると、

「お嬢ちゃんへ。今まで楽しい時間をありがとう、ソフトボールの話で盛り上がり、とても楽しい一時を過ごさせていただきました。おばあちゃんは何も言わなかったけど、自分が退院の日です。お嬢ちゃんはまだ将来があるから体を大切にして下さい。それではまた会いましょう。さようなら。おばあちゃんより。」

私はとても感動し、涙が溢れてきました。私は何もすることができませんでした。明日伝えようと思っていたこと、感謝の気持ちを言葉にして伝えることができませんでした。嬉しさと後悔でとても胸が苦しかったです。

それからリハビリを毎日頑張り、握力も戻り、ソフトボールを続けることができています。

このおばあちゃんだけではなく、多くの方々の支えを大切にして、私は人に感動を与えられるようなプレイヤーになり、将来はいろんな人を笑顔でいっぱいにするような人の役に立てる仕事に就きたいと思いました。

人権作文　平成２３年度　阿蘇市人権作文集「かけはし」より　※学年は平成23年度時点。

子育て中の人たち集まれ！！

子育て支援センター情報 8月・9月

市では３ヶ所の子育て支援センターを開設しています。
どのセンターも自由にご利用いただけます。

のんびり広場

●場　所　波野保育園内
●開放日　月～金曜
●時　間　9:00～14:00
●電　話　２４－２８００
※お知らせ端末同番号

活動内容

8月

２２日㈬：**誕生会・計測日 フィンガーペインティング**（水着または濡れても良い服・タオル持参）
２９日㈬：**散策**（波野を知ろう→動きやすい服装）

9月

５日㈬：**かけっこしよう**（帽子・水筒・タオル持参）
１５日㈯：**波野保育園の運動会に参加しよう**（屋内ゲートボール場→帽子・水筒・タオル持参）

すくすく広場

●場　所　一の宮子育て支援センター(りんどう保育園横)
●開放日　月～土曜
●時　間　8：00～17：00 (土曜は12:00まで)
●電　話　２２－４５３９
※お知らせ端末同番号

活動内容

8月

１６日㈭：**プール遊び**（水着・タオル持参）
２１日㈫：**プール遊び**（ボディペインティングをしよう→水着・タオル持参）
２３日㈭：**誕生会・計測日**（宝探しを楽しもう！）
２８日㈫：**プール遊び納め**（水着・タオル持参）
３１日㈮：**わいわい子育て相談会**（乳幼児健診医：江崎真澄先生による相談会）

9月

６日㈭：**調理実習**（9：30 一の宮保健センター集合）※要予約

ぴよぴよ広場

●場　所　阿蘇市子育て支援センター(三久保)

7月12日の豪雨災害により、浸水被害があり施設が利用できません。今後の開所予定は未定です。

※各所では育児相談を随時受け付けています。電話相談も可能です。(一の宮子育て支援センターは育児相談専用☎２２－３８５０まで)

お元気ですか？食生活改善推進員協議会

野菜をたくさん食べよう ～スーパー前で「しおり」を配布～

食生活推進員協議会一の宮支部

7月12日に一の宮支部では市内のスーパーマーケット前にて、活動テーマである「S・O・S（塩・脂・砂糖）」を減らし健康食生活を目指すために、「野菜を一日に３５０グラム食べよう！」と買い物客に声掛けをしました。

夏野菜である、ナスやトマトを模った手作りのしおりを渡しながら、心がけて野菜をたくさん摂ることで、生活習慣病が予防できることを伝えると、買い物客は足を止めて、聞いていました。

また、下校途中の小学生にも「お母さんと一緒に考えて食べてください」と、野菜のしおりを渡すと大変喜んでくれました。

しおりの裏には「生活習慣病、予防の為に野菜のおかずを、一日五皿食べましょう！」と書いてあります。

今後は、四季の野菜料理の献立も作成して配りたいと思います。

お元気ですか？食生活改善推進員協議会

※豪雨災害の影響により、変更になる場合があります。

お知らせカレンダー

各種健診の日程

4ヶ月児健診
9月11日㈫　対象者　H24.4.16～5.15生まれ
受付：通知に記載　場所：一の宮保健センター

7～8ヶ月児健診
8月28日㈫　対象者　H23.11月生まれ
受付：通知に記載　場所：一の宮保健センター

もうすぐ1歳児健診
9月10日㈪　対象者　H23.10月生まれ
受付：13：00～13：15　場所：一の宮保健センター

1歳6ヶ月児健診
9月4日㈫　対象者　H22.12.1～H23.1.5生まれ
受付：13：00～13：15　場所:一の宮保健センター

3歳児健診
8月21日㈫　対象者　H20.12.1～H21.1.10生まれ
受付：13：00～13：15　場所：阿蘇保健福祉センター

休日在宅医

8月12日	市原胃腸科外科	34－1211
8月19日	阿蘇温泉病院	32－0881
8月26日	一の宮整形外科	22－3911
9月　2日	小野主生医院	32－0039
9月　9日	松見内科クリニック	22－0260
9月16日	脇胃腸科	32－2500

※阿蘇中央病院夜間診療：毎週金曜19時～21時。

各種相談の日程

心配ごと相談＜無料＞
9月5日㈬
9：30～12：00　阿蘇保健福祉センター
問い合わせ　阿蘇市社会福祉協議会(☎32-1127)
9月13日㈭
9：30～12：00　一の宮保健センター

年金出張相談＜(国民年金・厚生年金)予約制＞
8月17日㈮
10：00～15：00　阿蘇市役所北側別館会議室
9月5日㈬
10：00～15：00　農村環境改善センター
予約先　熊本東年金事務所(☎096-367-2503)

もの忘れ相談＜予約制・無料＞
8月21日㈫　15：00～17：00　阿蘇市役所
予約先　高齢者支援課(☎22-3145)

こころの相談＜予約制・無料＞
8月14日㈫　13：30～16：00　阿蘇保健所
予約先　阿蘇保健所(☎32-0535)

登記相談（売買・贈与・相続等）＜無料＞
8月16日㈭　10：00～15：00　阿蘇市役所
問い合わせ　熊本地方法務局(☎096-364-2145)

熊本県弁護士会法律相談＜予約制・有料＞
毎週金曜日※年末年始、祝祭日を除く
13:00～16:00　農村環境改善センター
予約先　熊本県弁護士会(☎096-325-0009)

熊本県司法書士会総合相談＜予約制・有料＞
毎週水曜日※年末年始、祝祭日を除く
17:00～20:00　農村環境改善センター
予約先　熊本県司法書士会（☎096-364-2890）

予防接種

BCG[毎月第4火曜日]
場　所：一の宮保健センター
受　付：9:30～9:50
対象者：生後3ヶ月～6ヶ月未満

3種混合[予約制]
場　所：阿蘇中央病院、たくもと小児科クリニック、松見内科クリニック
対象者：生後3ヶ月～7歳6ヶ月未満

麻しん・風しん[予約制]
●対象者
1期:1歳～2歳未満児
2期:年長児に相当する方
3期:中学1年生に相当する方
4期:高校3年生に相当する方

日本脳炎[予約制]
対象者：3歳～7歳6ヶ月未満
9歳～13歳未満(※)
(※)平成7年6月1日～平成19年4月1日生まれの方は、20歳未満までの間、日本脳炎1・2期が受けられます。

●ポリオ・BCG・麻しん・風しん等(生ワクチン)の予防接種を受けたら、27日間は他の予防接種は受けられません。3種混合・日本脳炎等(不活化ワクチン)の予防接種を受けたら6日間は他の予防接種は受けられません。
●必ず母子手帳と問診票を持参して下さい。問診票はBCG予防接種のときに配布しますが、事前に必要な方は問い合わせてください。

問い合わせ先：一の宮保健センター ☎22－5088

医療機関名	種類	
	麻しん風しん	日本脳炎
阿蘇温泉病院	●	●
家入整形外科	●	
市原胃腸科外科	●	
小野主生医院	●	●
古閑医院	●	●
坂梨ハートクリニック	●	
たくもと小児科クリニック	●	●
問端内科	●	
松見内科クリニック	●	●
脇胃腸科	●	
栗林内科医院	●	●
波野診療所	●	
阿蘇中央病院	●	●

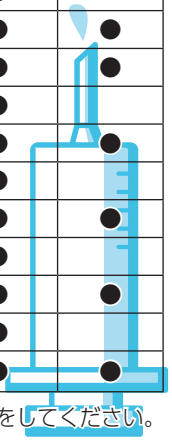

○上記医療機関に必ず電話予約をしてください。

緑いきづく火の神の里 広報 あそ
平成24年8月号 No.91

地域の大切な観音さま　土砂の中から見つかる　～６０年に一度しか拝観できない観音菩薩像～

観音菩薩像（高さ125㎝）と十一面観音像（高さ55㎝）

　７月１２日の豪雨による土砂崩れでお堂ごと流されていた浄土寺（坂梨）の観音菩薩像が、災害から１１日後、奇跡的に見つかりました。見つかったのは、お堂に鎮座してあった３体の観音像のうち２体。木彫りの観音菩薩像と十一面観音像で８００年ほど前に作られたものと伝えられています。また、この観音菩薩像は、６０年に一度しか開帳しない習わしで、次に拝観できるのは２０３５年の予定でした。

　門徒総代の市原元雄さん（７９歳）は「貴重な観音像が見つかり安堵している。私の場合次の開帳は拝めないと思っていただけに今、目の前にし感無量です」と話されました。

　現在、観音像は坂梨の円通禅寺（巌木公道住職）に安置されており、８月４日に開帳の儀式が行われるということです。

お堂等の今後について話し合う巌木住職と門徒役員の皆さん。

地産地消クッキング
～食生活改善推進員協議会～

カボチャとアスパラのごまあえ

【作り方】

①カボチャは１㎝幅の拍子木切りにし、硬めに茹でておく。
②グリーンアスパラは、斜めに切り、分量の塩を入れた湯で、サッと茹でる。（下の方は堅いので、皮をむいて斜めに切る。）
③生シイタケは拍子木切りにする。
④豚肉は拍子木切りにし、酒をふっておく。
⑤フライパンに油を熱し、豚肉、生シイタケ、アスパラを入れて炒める。火が通ったらカボチャを加え、軽くすったゴマを入れる。
⑥最後にしょうゆを回し入れて香りをつける。

材　料（５人分）

- ●カボチャ・・・・・・・・２００ｇ
- （●グリーンアスパラ・・・６０ｇ
- ●塩・・・・・・・・・小さじ1/2）
- ●生シイタケ・・・・・・・・３枚
- （●豚もも薄切り・・・・１００ｇ
- ●酒・・・・・・・・・・大さじ１）
- ●白ゴマ・・・・・・・・大さじ２
- ●しょうゆ・・・・・・・小さじ２
- ●油・・・・・・・・・・大さじ２

＜食改より一言＞

麺類が多くなる夏場ですが、こちらの一品を組み合わせることで、栄養のバランスが良くなります。

エネルギー：	105kcal
たんぱく質：	5.8g
脂質：	6.9g
カルシウム：	57mg
塩分：	0.8g

さわやかフレッシュマン

志賀　光子（みつこ）さん（23）　古城４区
阿蘇市社会福祉協議会　勤務

〔趣味〕ショッピング
〔阿蘇の好きなところ〕温泉がたくさんある
〔好きな男性のタイプ〕爽やかな人
〔好きな言葉〕一期一会

Q．仕事の内容

普段は、地域福祉の推進を行っています。現在は、阿蘇市災害ボランティアセンターの開設により、受付を担当しています。

Q．仕事で、日頃から心がけていること

笑顔の挨拶です。

発行／阿蘇市役所　熊本県阿蘇市一の宮町宮地504番地1
TEL0967-22-3111(代)　FAX0967-22-4577
編集／情報課広報情報係　TEL0967-22-3253
印刷／(有)イケダ印刷

阿蘇市ホームページ　http://aso.kumamoto.jp/
阿蘇市 Facebook ページ　http://facebook.com/asocity